

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	清涼飲料水自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可
根拠法令及び条項	地方自治法 第 238 条の 4 第 7 項
所管部課 (室) 係名	学校給食課
審査基準	関係条項 財務規則第 122 条 行政財産の使用許可
	<p>【地方自治法】</p> 第 238 条の 4 第 1 項から第 6 項 省略 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
	<p>第 8 項及び第 9 項 省略</p> <p>【財務規則】</p> (行政財産の使用許可) 第 122 条 主管部課長は、次の各号に掲げる場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の使用を許可することができる。
	(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。 (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。 (3) 災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、主管部課長が特にその必要があると認めるとき。
	2 主管部課長は、前項第 4 号の規定により使用を許可しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、又は承認を受けなければならない。 3 第 1 項の規定により行政財産を使用させる期間は、1 年を超えることができない。ただし、市長が別に定める場合にあつてはこの限りでない。 4 前項の規定による使用期間は、更新することができる。この場合において、更新する使用期間は前項に定める期間を超えることができない。 5 主管部課長は、第 1 項の規定により行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から次の各号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出させなければならない。
	(1) 使用の許可を求めようとする行政財産の表示 (2) 使用の許可を求めようとする期間 (3) 使用の目的 (4) 前各号に掲げるもののほか、主管部課長の指示する事項
	参考事項

	設定等年月日	平成24年11月設定（豊中市設定）（平成29年4月最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 新規事案40日 継続事案30日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日 処分期間 日
	設定等年月日	平成24年11月設定（豊中市設定）（平成29年4月最終変更）
	備考	